

**学校における働き方改革  
津別町アクション・プラン  
(第2期)**

**令和5年6月  
津別町教育委員会**

## はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延と人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展に加え、IoTやAI、ビッグデータ、ロボット等の先端技術が高度化したSociety5.0時代が到来し、社会の在り方そのものがこれまでと大きく変わりつつある中、人々の行動・価値観が大きく変化し、我々を取り巻く社会情勢は、ますます複雑で予想困難になっています。

このような変化の激しい時代の中で、児童生徒一人ひとりが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。

学習指導要領では、資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱に整理し、各学校においては、質の高い学びの実現と、児童生徒が学習内容を深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続ける力を育むことを目指しています。

このような中、学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をどのように投入するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面を持つものであり、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものでありますので、これまで以上に実効性ある取組を一層進めていく必要があります。

## I これまでの取組の検証

津別町教育委員会（以下「町教委」という。）では、平成31年3月に「学校における働き方改革津別町アクション・プラン」（以下「アクション・プラン」という。）を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。その主な取組の検証結果については、次のとおりです。

### 1 現アクション・プランに基づく取組の実施

現アクション・プランでは、令和4年度末までに取り組む目標を教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とし、目指す指標については「部活動休養日の完全実施」など4項目を設定し、結果として達成しきれていないものの、意識改革も含め、一定の定着は図られてきました。

【アクション・プランで掲げた指標】

- ① 部活動休養日を設ける。(平日週1日、土日のどちらか1日、学校閉庁日)
- ② 変形労働時間制を活用する。
- ③ 定時退勤日を月2回以上実施する。
- ④ 学校閉庁日を年9日以上設ける。

## 2 教職員の時間外在校等時間の実態

令和4年度における時間外在校等時間が1カ月で45時間を超える月がある教職員の割合は、47.4%（令和2年度 58.8%、令和3年度 54.3%）と若干減少傾向にはあるものの、依然高い水準で推移しております。

また、44.7%の教職員が年360時間を超える時間外在校等時間となっており、ICTの活用や校務支援システムの導入、部活動休養日の設定、町費教職員及び補助員の配置等が直接的な削減に結びついておらず、意識面も含めたさらなる改革が必要となっております。

【1月当たりの時間外在校等時間の状況（令和4年度）】

	45 時間未満	45 時間以上 80 時間未満	80 時間以上 100 時間未満	100 時間以 上	平均時間
令和4年4月	23名	10名	3名	2名	44:08
5月	26名	10名	1名	1名	38:39
6月	23名	10名	2名	3名	45:33
7月	25名	10名	2名	1名	37:11
8月	34名	4名	0名	0名	21:58
9月	25名	8名	2名	3名	41:31
10月	26名	11名	1名	0名	35:47
11月	30名	8名	0名	0名	29:54
12月	35名	3名	0名	0名	19:58
令和5年1月	37名	1名	0名	0名	17:03
2月	36名	2名	0名	0名	18:31
3月	33名	4名	1名	0名	30:19
割合	77.4%	17.8%	2.6%	2.2%	
年間平均時間					380.37

## Ⅱ アクション・プランの概要

学校における働き方改革の目的は、「教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」であり、この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たなアクション・プランを策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものです。

### 1 アクション・プランの性格

アクション・プランは、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する町教委が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、津別町立学校管理規則（平成21年教育委員会規則第11号）第27条の2第3項に基づき、教職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

### 2 目標及び取組期間

国指針第2章第1節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、津別町立学校管理規則第27条の2に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定する。

#### (1) 目標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とします。

※ ただし、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。なお、これは例外的な取り扱いであることに留意すること。

- ① 1か月の時間外在校等時間 100時間未満
- ② 1年間の時間外在校等時間 720時間
- ③ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間において  
時間外在校等時間の1か月あたりの平均時間 80時間

- ④ 1年の内1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

## **(2) 重視する視点**

- ① 現状分析を踏まえて各教職員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践する。
- ② 真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践する。
- ③ 働き方改革の趣旨と取組に対する保護者や地域住民の理解と協力を醸成する。

## **(3) 取組期間**

令和5年度から令和7年度までの3年間とします。ただし、今後の国の動向や学校における取り組み状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

# **3 町教委及び学校の役割**

## **(1) 町教委の役割**

学校における働き方改革を進めるための計画等や教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定めるとともに、取組の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施します。特に、時間外在校等時間が上限時間の範囲を超える教育職員の数が増加傾向となった場合は、その都度検証を行います。

## **(2) 学校の役割**

校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方改革を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

校長は、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、町教委が作成した働き方改革手引「Road」を活用するなど、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

# **4 推進体制と取組の検証・改善**

## **(1) 推進体制**

町教委は、津別町校長会及び津別町教頭会と連携して、アクション・プランの取組について推進を図ります。

## **(2) 取組の検証・改善等**

町教委は、アクション・プランの進捗状況を把握するとともに、検証等の結果や国の動向等を踏まえ、取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じて見直しを行います。

## 5 保護者や地域住民等への理解促進

「学校における働き方改革」を進めることにより、健康で生き生きとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが学校教育の向上にもつながることから、各学校においては、業務改善の推進を学校経営方針に位置けるとともに、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらうよう普及啓発に努めます。

## 6 学校や教職員が担う業務の明確化

町教委は、国の中央教育審議会答申で示された考え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各学校や関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努めます。

# Ⅲ 具体的な取組

## Action1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

### 1 働き方改革手引「Road」の積極的な活用

- 道教委が作成した働き方改革の取組などをまとめた手引「Road」を積極的に活用するよう促します。

### 2 ICTを積極的に活用した業務等の推進

- 校務支援システム等を活用した情報の共有化や業務の効率化を積極的に進め、教職員の事務負担の軽減を図ります。
- 教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実を図り、学校体制の整備に努めます。

### 3 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- 保護者や地域住民が子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、情報提供等を行います。
- 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、「コミュニティ・スクール」において理解を深めます。

#### 4 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- 特別な支援が必要な児童生徒の学習支援のため、町費教職員及び学習補助員の配置を充実させます。
- 教育相談員、教育専門員、ALT及び事務補助員などの配置を継続します。

### Action 2 部活動指導に係る負担の軽減

#### 1 部活動休養日等の完全実施

- 生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施を継続するとともに、「津別町立学校の部活動の在り方に関する方針」に定める取組を推進します。

#### 【津別町立学校の部活動の在り方に関する方針】《抜粋》

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。
- ・学校閉庁日、入学式及び卒業式は、休養日とする。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。
- ・1日の活動時間は、平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。
- ・休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、中体連、中文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、活動を行うことができる。

#### 2 複数顧問の効果的な活用

- 部活動ごとに複数顧問を配置し、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を実践します。

#### 3 部活動の地域移行や合理的な部活動の推進

- 休日の部活動の段階的な地域移行について検討するとともに、生徒の規模に合わせた部の数の適正化について検討します。

## Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

### 1 ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- 学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進めます。

- ・月2回以上の定時退勤日の実施
- ・年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ・15日以上有給休暇の取得促進（年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。）
- ・仕事と育児・介護等の両立支援

- ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図ります。
- 各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進めます。

### 2 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- 各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定することとします。
- 各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努めます。
- 各学校の管理職員は、目標の時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組みます。

### 3 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- 学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、もって心身の健康を保持するため、長



期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。

① 実施目的

- ・職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

② 設定期間

- ・8月15日前後の平日3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）とする。
- ・年末年始の休日（12月29日～1月3日）及び1月4日に設定する。

③ 服務上の取扱等

- ・年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
- ・休暇の取得を強制しない。
- ・出勤も可とするが、この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。
- ・部活動休養日に設定する。

#### 4 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- 勤務時間の管理については、労働安全衛生法により、校長や服務監督権者である町教委等に求められている責務であることを踏まえ、出退勤管理システムにより計測、記録します。

また、学校は、同システムにより計測した在校等時間数を月毎に町教委に報告し、町教委は、町ホームページに掲載し公表します。

#### 5 緊急時の対応等

- 非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう徹底する。（メールでの連絡は受け取りのみ可とします。）

### Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

#### 1 メンタルヘルス対策の推進等

- 教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックを実施し、全ての教職員が受検するよう周知を図るとともに、高ストレスと判定された場合においては、医師による診断を勧めます。

## 2 調査業務等の見直し

- 教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性和手法の妥当性を考慮し、調査業務の精査・見直しを図るとともに、提出期間等について配慮します。

## 3 勤務時間等の制度改善の活用

- 4週の間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更等、職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう周知を図ります。

## 4 適正な勤務時間の設定等

- 各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行います。  
また、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・助言を行います。

## 5 トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- 学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、児童相談所、福祉部局、警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化します。

## 6 学校行事等の精選・見直し

- 各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するよう促します。

### 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- ◆ 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するも

のであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

- ◆ 町教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- ◆ 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- ◆ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであり、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

## おわりに

教職員の長時間労働は看過できない状況であり、教育の質の確保のためにも保護者や地域を含め、子どもたちの教育に携わるすべての関係者がこうした実態を共有し、改善に向けて取り組むことが求められております。

町教委といたしましては、本プランで整理した事項の内、達成できているものについては継続しながら、検討が必要な事項については、関係部署等と協議の上、改善に向けて努力して参ります。